

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年1月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「様式による」を削り、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 琵琶湖疏水記念館における刊行物等の売払代金

ア 金銭登録機を用いて発行するもの 次に掲げる事項を記載したもの

(7) 交付番号

(イ) 収入金の種別及び領収金額

(ロ) 収入金が2以上の種別にわたるときは、当該種別ごとの内訳金額

(エ) 領収年月日

(オ) 出納員等の所属及び職名

イ ア以外のもの 様式第2号

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)